

# 電力分野に関する 省エネルギーのあり方について

平成27年3月31日

資源エネルギー庁

# 本日の議題の背景

- 省エネ法では、電力分野に関して、
  - 発電事業については、原油換算で年間1500kl以上のエネルギーを消費する事業者に対して、定期報告提出等によって適切なエネルギー管理を求めている。
  - 特に、一般・卸電気事業者に対しては、ベンチマーク制度の適用など一段高い目標を掲げている。
  - 小売・送配電事業については、小売機能や送配電機能を持つ一般・特定・特定規模電気事業者に対し、電気使用状況に関する情報提供等によって、消費者の電気需要平準化に資する活動の実施を求めている。
  
- 民生分野のエネルギー消費量の増大が大きな課題になっていることに加え、電力自由化等に伴って、発電事業や小売事業に多くの新規参入があった場合には、電力分野でのエネルギー消費構造に大きな変化を及ぼすことも考えられることから、引き続き省エネを適切に促進する施策のあり方について検討する必要がある。

省エネ法第3章  
工場等に係る措置

省エネ法第7章  
電気事業者に係る措置

# 本日御議論頂きたい論点

電力自由化等に伴う状況変化に向けた、電力分野に対する省エネ法のあり方

- **発電事業**

一般・卸電気事業者が運営するような発電施設では想定されなかった小規模発電施設や自家発電施設の性格を考慮した上での、下記のほか必要な規制の検討

- 電力分野のベンチマーク制度の見直し
- 発電専用設備に関する判断基準の見直し

- **小売・送配電事業**

多様な供給条件(電気料金メニューなど)の出現が想定される中での、消費者(一般家庭、小規模店舗など)の省エネや電気需要平準化(ピーク対策)の取組を促進するための施策の検討

- 消費者への情報提供制度の見直し
- 消費者が行う省エネや電気需要平準化の取組の促進と適正化(消費者が無駄に電気を消費することを促すような料金メニューを設定しないことなど)に向けた施策の検討
- 消費者との間の繋がりを積極的に活用した供給形態整備(デマンドレスポンスなど)の促進